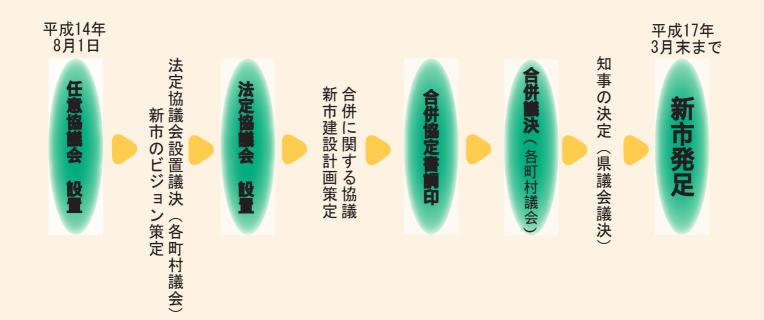
# 合併までの手順



## 法定協議会とは

法定協議会とは、「地方自治法」 及び「市町村の合併の特例に関する 法律」に基づき、議会の議決を経て 設置される協議会で、市町村長、議 員及び学識経験者で構成されます。 合併市の建設に関する計画の作成や 各種の事項について、合併の是非も 含め、いろいろな協議を行います。

なお、任意協議会は法定協議会の 準備を行うため設置されるのが通常 ですが、本阿蘇中部3町村の合併推 進協議会(任意協議会)は、合併の 協議や新市の建設計画を策定するこ とを目的として設置されました。

#### 新市建設計画とは

合併市の建設の基本方針及び 合併した市並びに県が実施する 新市建設の根幹となるべき事業、 公共施設の統合整備計画及び財 政計画について定めます。

## 合併協定書調印とは

協議した結果を確認するために、関係町村で協定書を取り交わします。

#### 合併議決とは

知事への廃置分合(合併) の申請にあたっては、町村 議会の議決が必要です。

この「新市将来ビジョン(構想素案)」は一の宮町、阿蘇町、波野村で構成する 阿蘇中部3町村合併推進協議会が作成したものです。

ここには合併に関する基本的な考え方や新市のまちづくりにあたっての方向性を「案」として提案しています。今後は、この「将来ビジョン(構想素案)」を「たたき台」として、「新市建設計画」を作成することになります。作成にあたっては、住民の皆様の意見を反映させながら作成していきたいと考えています。

## 阿蘇中部 3 町村合併推進協議会

〒869-2612 熊本県阿蘇郡一の宮町宮地1957-4 (NTT西日本一の宮ビル2F) TEL: 0967-35-4011 FAX: 0967-35-4013